

こども・若者支援 ガイドブック

～つながり続けるために～

● 一般社団法人愛知子ども応援プロジェクト ●



はじめに

子ども、またその家族が安心して過ごせる「居場所」は、地域にとって小さな拠りどころでありながら、大きな力を持つ場です。困りごとをうまく言葉にできない子ども、がんばりすぎて疲れてしまった保護者、さりげない支えを必要とする家庭——そうした人たちのそばに寄り添い、ゆっくりと関わりを重ねていくことを、みなさん日々大切に活動されていることと思います。

その関わりの中では、生活・教育・福祉など、さまざまな相談ごとや気がかりが自然と集まってきます。ときには「これで良かったのかな」「どこにつなげたらいいのだろう」と迷う場面に出会うこともあるでしょう。

そんなとき、一人で抱えずに立ち止まり、誰かと確認し合える“よりどころ”として、このガイドブックをご活用ください。チームで読み合わせて状況を整理したり、公的機関につなぐ判断の参考にしたり、いざというときの勉強会の教材としても役立つようにまとめています。

居場所は、地域の子どもと家庭の安心を支える大切な場です。その役割を、無理なく、長く、やさしく続けていけるように。支援する側の安心も守りながら、関わるすべての大人があたりかかつながら地域づくりの一助となれば幸いです。

CONTENTS

| | | | | | | |
|----|----------------------------|----|----|---|-----------|----|
| | はじめに | 02 | | | | |
| 01 | 居場所における、子ども支援の基本方針 | 03 | | 2. 書類をそろえるときの工夫 | 10 | |
| 02 | 支援対象となる子どもと家庭 | 03 | | 3. 申請書の書き方サポート | 10 | |
| 03 | ボランティア・支援者の心得 | 04 | | 4. 役所とのかかわり方 | 10 | |
| | 1. 支援者としての基本姿勢 | 04 | | 5. 継続利用のサポート | 10 | |
| | 2. 安全と安心を守る | 04 | 08 | ケース別 対応のポイント | 11 | |
| | 3. チームで支える | 04 | | 1. ひとり親世帯や生活が苦しい世帯 | 11 | |
| | 4. 自分を守る | 04 | | 2. 虐待や不適切な養育が懸念される家庭 | 11 | |
| | 5. 子どもにとっての「安心な大人」とは | 04 | | 3. 障害のある子どもとその家族 | 12 | |
| 04 | 支援の手順・フロー | 05 | | 4. 外国にルーツのある子どもや家庭 (言葉や文化の違いによる困難) | 12 | |
| | 1. 相談から支援開始までの流れ | 05 | | 5. 子育てと介護を同時に担う「ダブルケア世帯」 | 12 | |
| | 2. 実務のポイント | 05 | | 6. 家族の世話や介護をに担う「ヤングケアラー」 | 13 | |
| 05 | 「困ったとき」の相談先 その役割や機能について | 06 | | 7. 自傷行為がある子ども | 13 | |
| 06 | 主な支援制度と手続き | 08 | | 8. 同級生からいじめを受けている子ども | 14 | |
| | 1. 児童手当 | 08 | | 9. 性被害(性虐待)にあった子どもから被害を 打ち明けられた | 14 | |
| | 2. 児童扶養手当 | 08 | | 子ども・おとな・性別に関わらず性被害(性虐待)を 把握した時のために知ってほしいこと | 15 | |
| | 3. 生活保護(子ども関連) | 08 | 09 | 相談窓口・支援機関一覧 | 17 | |
| | 4. 医療費助成(乳幼児・子ども医療) | 08 | | 10 | 参考資料・リンク集 | 21 |
| | 5. 就学支援(学用品・給食費・奨学金) | 09 | | おわりに | 22 | |
| | 6. 名古屋市独自制度 | 09 | | | | |
| 07 | 書類作成・申請のポイント | 10 | | | | |
| | 1. できること・できないこと | 10 | | | | |

01

居場所における、こども支援の基本方針

安心できる居場所づくり

こどもが安心して立ち寄り、食事や交流を通じて過ごせる場を大切にします。

地域ぐるみの支え合い

行政だけでなく、NPOやボランティア、学校や医療機関と協力してこどもを見守ります。

家庭の負担を減らす

経済的・精神的な負担を軽減できるよう、利用可能な制度を活用します。

早めの気づきと相談

小さな変化を見逃さず、問題が大きくなる前に相談・支援につなげます。

02

支援対象となるこどもと家庭

こどもや家庭が直面する困難はさまざまです。

本ガイドブックでは、次のようなこどもや家庭を支援の対象としています。

- ひとり親世帯や生活が苦しい世帯
- 虐待や不適切な養育が懸念される家庭
- 障害のあるこどもとその家族
- 外国にルーツのあるこどもや家庭（言葉や文化の違いによる困難を抱える場合等）
- 子育てと介護を同時に担う「ダブルケア世帯」
- 家族の世話や介護を担う「ヤングケアラー」
- 学校や家庭で「頑張りすぎてしまい」、心身に負担を抱えるこどもや家庭
- そのほか、背景や状況にかかわらず「すべてのこども」



こうした多様なこどもと家庭を支えることが、地域全体の安心につながります。

支援者は、対象を限定的に捉えるのではなく、『困っているかもしれない』と感じた場合には早めに相談につなぐことが重要です。

03 ボランティア・支援者の心得

1 | 支援者としての基本姿勢

- 「寄り添う」ことを大切にする：子どもや保護者を評価せず、まず「安心して話せる相手」になる。
- 「できること」と「できないこと」を意識する：無理をせず、必要なときには行政や専門機関に橋渡しをする。

2 | 安全と安心を守る

- 安全第一：子ども同士のトラブルや体調不良にはすぐに対応する。
- プライバシー保護：家庭の事情を知っても、本人の同意なく他人に話さない。
- 境界を保つ：「友達」ではなく「安心できる大人」として関わる。

3 | チームで支える

- 一人で抱え込まない：困ったときは仲間や運営者に相談する。
- 情報共有の工夫：活動ノートやチャットで気づいたことを共有する。
- 役割分担：料理・受付・見守りなどを明確にし、無理なく続ける。

4 | 自分を守る

- 休む勇気を持つ：体調や気持ちがつらいときは無理に参加しない。
- 相談できる場を持つ：ボランティア同士の振り返り会や、外部の相談窓口を活用する。
- 学び続ける：子どもの権利や支援制度について定期的に学び直す。

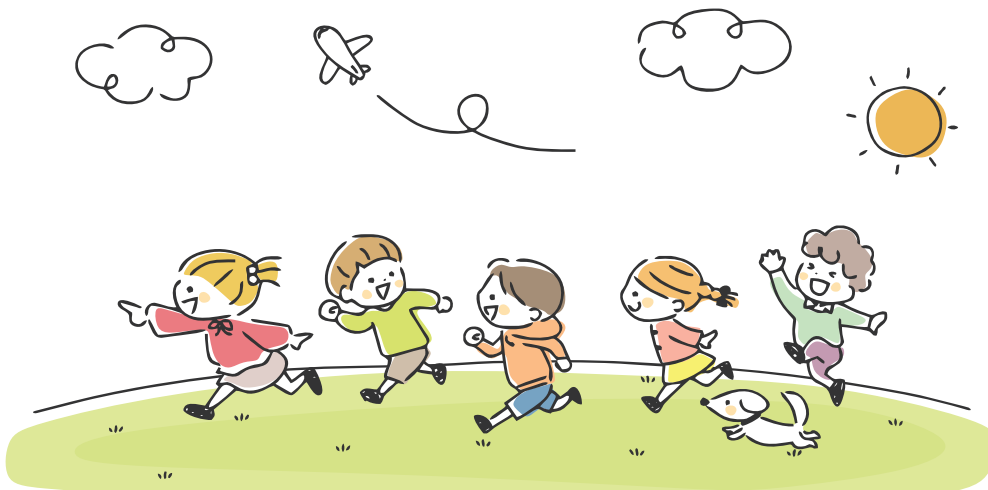
5 | 子どもにとっての「安心な大人」とは

- 話を聴いてくれる人
- 安全を守ってくれる人
- 約束を守る人
- 失敗しても受け止めてくれる人



Check!

支援者が「完璧な人」になる必要はありません。大切なのは、子どもにとって「ここに来れば大丈夫」と思える安心感をつくることです。



04 支援の手順・フロー

1 | 相談から支援開始までの流れ

● 支援は「相談を受けるところから始まり、必要な機関につなぎ、支援を継続する」一連の流れです。支援者が現場で迷わず動けるよう、以下の手順を基本にしてください。

初期対応(相談を受けたとき)：まずは、子どもや家庭の話丁寧に聴きます。

- 傾聴と安心感の提供：話を遮らずに聴き、「話してくださってありがとうございます」と伝えることで安心感を与えます。
- 困りごとの整理：困りごとが「食事・教育・経済・健康・家庭環境」のどの領域に属するかを確認します。

緊急性の確認と判断

- 緊急の場合：虐待や暴力など命や安全に関わる事案は、児童相談所「189」または警察「110」に直ちに連絡します。
- 準緊急の場合：生活困窮や医療的な問題は、市役所の福祉課や医療機関に速やかに紹介します。
- 非緊急の場合：制度利用や学習支援、居場所支援が必要なケースは、市町村の子育て支援課や教育委員会、地域のNPOなどに相談をつなぎます。

窓口紹介と同行支援：相談先を案内するだけでなく、申請方法や必要書類と一緒に確認することが大切です。家庭が窓口に行くことをためらう場合には、支援者が同行することで安心感を与えられます。

手続きフォロー：窓口を紹介した後は、実際に申請できたか、対応はどうだったかを確認します。制度申請は書類の不足や提出期限の超過によって進まないことが多いため、再確認やフォローの声かけを行いましょう。

支援後の見守り：制度や窓口につながった後も、継続的に子どもや家庭の様子を確認します。居場所に来る頻度や表情・言動の変化に注意し、必要に応じて再度支援機関につなぐことが重要です。

フローチャート



2 | 実務のポイント

- 支援者が「自分ですべて解決しなければ」と抱え込まないこと。
- 「つなぐ」こそが支援者の役割であり、専門機関への橋渡しが大切です。
- 家庭が「断られた」「難しい」と感じて支援を諦めないよう、継続的な声かけを意識してください。

「困ったら相談してね」と言われても、どこに相談していいのかわからない時があります。支援が必要と思ったときの「つなぐ先」である主な公的機関の役割をまとめました。市町村によって同じ役割であっても名称が違うことがあります。

● 市町村役場(子育て支援課・福祉課)

子育てに関するあらゆる支援の「入り口」となる場所です。児童手当や児童扶養手当、就学援助、医療費助成などの申請を受け付け、家庭の状況に応じた支援制度を案内してくれます。ひとり親家庭、生活が苦しい世帯、障害のあるお子さんなど、それぞれに必要な制度を紹介してもらえます。また、虐待や養育に関する相談も可能で、内容に応じて児童相談所やこども家庭総合支援拠点へつないでくれます。まず「どこに相談すればいいかわからない」時に頼れる窓口です。

● 福祉事務所

生活に困っている家庭や、経済的・社会的に支援が必要な人を支える公的機関です。生活保護の申請のほか、家賃・医療費・食費などの生活支援や、就労相談、子育て支援制度の活用支援を行っています。「生活が成り立たない」「仕事が見つからない」「光熱費の支払いが難しい」など、暮らし全般の相談が可能です。愛知県内では名古屋市・岡崎市・豊田市などに設置されており、他市町村からも紹介を通じて利用できます。相談は無料・秘密厳守で行われます。

● 児童相談所(じどうそうだんしょ)

18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け付ける専門機関です。虐待やネグレクト、非行、発達や障害、家庭のトラブルなど幅広い課題に対応します。児童福祉司や心理士が在籍し、家庭訪問や一時保護、関係機関との調整を行いながら、子どもの安全と成長を守ります。全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」に電話すれば、居住地の児童相談所につながります。匿名でも相談でき、「迷ったらまず電話してみる」ことが大切です。愛知県では名古屋・岡崎・豊橋などに設置されています。

● こども家庭総合支援拠点

市町村に設けられた、家庭支援の中核的な相談窓口です。家庭児童相談員や社会福祉士が常駐し、妊娠から子育て期までの幅広い相談を受け、必要に応じて家庭訪問や継続的な見守りを行います。虐待、ひとり親、経済的困窮、発達課題、ヤングケアラーなど、多様な家庭課題を総合的に支援する体制が整っています。内容によって児童相談所や学校、医療機関、社協などと連携して対応してくれます。身近で安心して相談できる「地域の総合窓口」です。

● 学校・教育委員会

こどもの日常生活の中で最も長く関わる機関であり、学習面・生活面・心のケアなど幅広く支援を行います。不登校やいじめ、発達のつまずきなどがある場合、担任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが連携して対応します。必要に応じて教育委員会の指導主事や適応指導教室につなぐことも可能です。学校は「家庭以外でこどもの変化に気づける場所」であり、早期支援の起点になります。保護者や地域からの相談も受け付けています。

● 社会福祉協議会(社協)

地域の中で、困りごとを抱える人を支える民間の福祉団体です。生活困窮や孤立、介護や子育ての悩みなど、生活全般の相談を受け、必要な支援制度や地域資源を紹介します。ボランティア活動の支援や、生活福祉資金貸付(無利子の緊急貸付)なども行っています。地域包括支援センターや行政と連携し、顔の見える関係を大切にしながら、地域ぐるみの支え合いを進めています。誰でも気軽に相談できる、地域福祉の拠点です。

● 子育て世代包括支援センター(保健センター)

妊娠期から子育て期までを切れ目なく支えるための市町村の相談窓口です。保健師や助産師、保育士などが常駐し、妊娠・出産・育児の相談に応じます。家庭訪問や母子健康手帳の交付、出産後のサポート、産後うつや子育て不安への対応などを行います。必要に応じて医療・福祉・教育機関と連携し、安心して子育てできる環境づくりを支えます。「こんなこと聞いていいのかな?」と思うような内容でも、気軽に相談して大丈夫な場所です。

● 法テラス・弁護士会

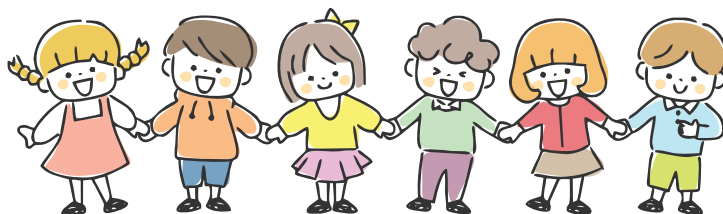
離婚、養育費、DV、虐待、親権、いじめ、学校トラブルなど、法律が関わる問題を専門的にサポートする公的機関です。法テラスでは、無料の法律相談や弁護士紹介、経済的に困難な方への費用立替制度があります。相談内容に応じて弁護士が助言し、必要に応じて家庭裁判所や警察などとの手続きも支援します。秘密は厳守され、ボランティアや支援者が「どこまで関わってよいかわからない」場合の相談も可能です。愛知県弁護士会(名古屋)でも直接予約できます。

● 警察・少年サポートセンター

こどもの安全を守るために、犯罪や非行、性的被害、いじめなどの緊急対応を行う機関です。被害にあったこどもや家庭への支援のほか、再発防止や生活再建のための相談にも応じています。少年サポートセンターには心理職や相談員が在籍し、家庭・学校・関係機関と連携して少年の立ち直りを支援します。「ちょっと危ないかも」「不審な大人がいる」といった情報提供も歓迎され、早期介入が可能です。110番のほか、各地域の相談ダイヤルからも連絡できます。

● ハローワーク・母子家庭等就業支援センター

就労や再就職を支援する機関で、特にひとり親家庭の自立をサポートしています。仕事探しや職業訓練の紹介、履歴書の書き方や面接対策などの支援が受けられます。母子家庭等就業支援センターでは、保育や生活との両立を考えた仕事探しの相談ができ、資格取得講座の案内も行っています。「働きたいけど不安がある」「こどもが小さくて働けない」などの悩みも気軽に話せます。行政・福祉と連携した「生活+仕事」の両面支援が特徴です。



1 | 児童手当

制度の概要…0歳から18歳に到達した日以降最初の3月31日までの間にあるこども(高校生世代まで)を養育している方に支給される制度。

対象…0歳から高校生世代までのこども

支給額・支援内容…3歳未満(第1子・第2子)：月額15,000円／3歳未満(第3子以降)：30,000円／3歳～高校生世代(第1子・第2子)：月額10,000円／3歳～高校生世代(第3子以降)：30,000円

申請窓口…市町村役場(子育て支援担当課など)

手続きの流れ…①誕生日または転入日から15日以内に申請 → ②必要書類を提出 → ③原則年6回支給



Point!

こどもが生まれたら、15日以内に役所で申請をしてください。

2 | 児童扶養手当

制度の概要…ひとり親家庭やこれに準ずる家庭に対し支給される制度。

対象…18歳までのこども(障害がある場合は20歳未満)

支給額・支援内容…こども1人：月額45,000円程度(所得により減額あり)、2人目以降加算あり

申請窓口…市町村役場(福祉課・子育て支援課など)

手続きの流れ…①役場で申請 → ②必要書類を提出 → ③所得審査後に決定



Point!

ひとりでこどもを育てている場合、申請できます。

3 | 生活保護(こども関連)

制度の概要…生活困窮世帯に対し、最低限度の生活を保障する制度。

対象…収入や資産が最低限度の生活費に満たない世帯

支給額・支援内容…生活費、住宅費、教育費、医療費などを支給

申請窓口…福祉事務所(名古屋市、豊田市、岡崎市など)

手続きの流れ…①福祉事務所で相談 → ②面接調査 → ③保護の可否決定



Point!

生活が大変なときは、ためらわず相談してください。

4 | 医療費助成(乳幼児・こども医療)

制度の概要…医療費の自己負担を軽減する制度。

対象…愛知県内に居住するこども(高校3年生相当まで)

支給額・支援内容…医療費の自己負担を助成し、窓口負担が無料または軽減

申請窓口…市町村役場(保健福祉課など)

手続きの流れ…①出生後に受給者証を申請 → ②受給者証を交付 → ③医療機関で提示



Point!

病院代が心配なときに役立ちます。

5 | 就学支援(学用品・給食費・奨学金)

制度の概要… 経済的理由で就学が難しい家庭への支援制度。

対象… 小中学生の家庭、高校生は奨学金(返済不要)あり

支給額・支援内容… 学用品費・給食費・修学旅行費 / 高校生は就学給付金(全日制: 118,800円/年、定時制: 32,400円/年、通信制: 336円(1単位あたり)/年、2025年度) / 大学生・専門学校は高等教育の就学支援新制度による授業料等減免・給付型奨学金があります。※詳しくは10章のリンク集へ

申請窓口… 市町村教育委員会、愛知県教育委員会、通学している学校

手続きの流れ… ①学校や教育委員会で申請書を受け取る → ②所得状況を提出 → ③認定後支給



Point!

学校にかかる費用が負担の場合、相談できます。

6 | 名古屋市独自制度

● こども・若者総合相談窓口

制度の概要… 子育て、就学、就労、家庭関係など、こどもや若者に関する幅広い困りごとを総合的に受け止める相談窓口です。

対象… 市内に住むこども・若者(概ね39歳まで)とその家庭

相談内容… 生活困窮、学習、進路、家族関係、社会参加など

窓口… 名古屋市子ども・若者総合相談センター(各区役所こども未来課を通じて利用可能)

(<https://cowaka.net/>)

● 名古屋市奨学金制度(市独自)

制度の概要… 経済的に修学が困難な家庭の高校生・大学生に対し、給付型または貸与型の奨学金を提供します。

対象… 市内に居住する高校生(所得制限あり)

支援内容… 奨学金(月額給付または貸与)

窓口… 名古屋市教育委員会 学生課(https://www.city.nagoya.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/036/100/nagoyacity-highschoolshugakusien.pdf)

● 学習支援事業(生活困窮世帯向け)

制度の概要… 生活困窮世帯の中高生を対象に、学習の機会や居場所を提供します。

対象… 市内在住の生活困窮世帯に属する中高生

支援内容… 学習支援拠点での指導、居場所機能、相談支援

窓口… 各区役所 福祉課

● 名古屋市独自のこども医療費助成

制度の概要… 国の医療費助成を拡充し、高校3年生世代まで医療費の自己負担をゼロとする制度です。

対象… 市内に居住する高校3年生世代までのこども

支援内容… 保険診療の自己負担分を全額助成

窓口… 各区役所 保険年金課

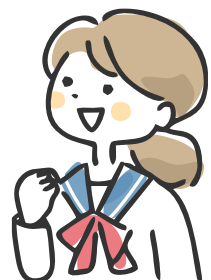
● なごや子ども・子育てわくわくプラン2029

制度の概要… こどもを取り巻く環境の改善と健やかな成長を目指した、中長期的な総合計画です。

対象… 市内に居住するすべてのこどもと家庭

支援内容… 子育て支援施策、居場所づくり、学習支援、こどもの貧困対策などを総合的に推進

窓口… 名古屋市こども青少年局



07 書類作成・申請のポイント

居場所に来る家庭の中には、「制度を使いたいけれど申請がむずかしい」「書類をそろえるのが負担」という声が多くあります。ここでは、市民ボランティアとして家庭を支援するときに役立つポイントをまとめます。

1 | できること・できないこと

○ できること

- ・ 制度の存在を伝える
- ・ 必要な書類と一緒に確認する
- ・ 記入方法の見本を見せる
- ・ 提出期限を知らせる

✕ できないこと

- ・ 本人に代わって申請書を書く(署名・押印は必ず本人)
- ・ 役所に代わって判断や決定をする
- ・ 無理をせず、必要に応じて専門家への橋渡しをすることが大切(例：役所の子育て支援課や社会福祉協議会につなげる)



ボランティアは「相談の入り口」として、制度のハードルを下げる役割を果たします。

2 | 書類をそろえるときの工夫

- チェックリストを渡す…「住民票」「通帳コピー」「印鑑」など、よく必要になる書類を一覧にして渡すと安心。
- コピーを勧める…出した書類は返ってこないことが多いため、提出前にコピーを取るよう声かけする。
- 書類をそろえる順番を助言…役所でしか取れない証明書は時間がかかることがあるため、先に準備するよう伝える。

3 | 申請書の書き方サポート

- 「ここは名前を書きだけ」「ここはこどもの生年月日」など、具体的に教えると本人が安心する。
- 記入例を一緒に見ながら進めるとミスが減る。
- 書き終わったら一緒に読み合わせをして、漏れや押印忘れを確認する。

4 | 役所とのかかわり方

- 窓口の呼び名を伝える…例：「児童扶養手当の窓口は『子育て支援課』ですよ」と具体的に伝える。
- 同行の提案…初めての手続きで不安なときは「一緒に行きましょうか」と声をかけると安心されやすい。
- 役所での言い方を教える…「○○の申請をしたいのですが」と言えばスムーズにつながる。

5 | 継続利用のサポート

- 医療費助成や児童扶養手当は、毎年更新が必要。
- 更新時期に「そろそろ更新の時期ではないですか?」と声をかけると助かる家庭が多い。
- 提出期限を忘れやすいので、日付を書いたメモと一緒に残すとよい。

まとめ

ボランティアが家庭にできるのは、「手続きのハードルを下げること」です。申請そのものは本人しかできませんが、ちょっとした声かけや同行で、家庭が制度を利用できる可能性が大きく広がります。無理をせず、必要に応じて専門機関につなぐ橋渡しを意識しましょう。

08 ケース別 対応のポイント

1 | ひとり親世帯や生活が苦しい世帯

【事例】 夕方のこども食堂に、母親と小学2年生のあかりちゃんが来所しました。母親はパートを掛け持ちしておりとても疲れた様子ですが、「助かります、いつもギリギリで…」と笑います。あかりちゃんはおかわりを何度もしますが、「お母さんの分は？」と聞くと、「ママはもうおなかいっぱいって」と答えます。母親の皿には少ししか残っていません。母親の状況や気持ちを察するとスタッフは言葉にならない思いを抱きます。

【スタッフが悩むポイント】

- ・ 家庭の経済的事情にどこまで踏み込んでよいか。
- ・ 食事や物資を多めに渡すと「特別扱い」と思われないか心配。
- ・ 支援機関につなぐタイミングが分からない。

【対応例】

- ・ 「おかわりたくさんできるから、ゆっくり食べてね」と自然な声かけで安心を作る。
- ・ 食料配布やフードバンク情報を「他の家庭にも案内している」と前置きして紹介。
- ・ 継続的に来るようであれば、社協や生活支援相談窓口と連携。



Point!

「困っている」と言葉にできない家庭も多い。
“さりげない支え”が継続的なつながりを生み、信頼関係の入口になる。

2 | 虐待や不適切な養育が懸念される家庭

【事例】 小学5年生のりくくんは、季節に関わらず長袖を着ています。顔やすねにあざがあり尋ねたところ、「転んだ」とうつむいて答えました。また、両親の外出により家で一人で過ごすことが多く、食事が用意されないことがあるためやせています。さらに本人の語りから、母親が父親から怒鳴られたり暴力を受けている状況がうかがわれます。

【スタッフが悩むポイント】

- ・ 虐待かどうか判断がつかない。
- ・ 間違っただけで通報したら関係を壊すのでは。
- ・ 自分たちの責任範囲が分からない。

【対応例】

- ・ 否定せず「最近元気ないね」と安心して話せる関係を築く。
- ・ チームで情報を共有し、個人判断を避ける。
- ・ 虐待「疑い」でも問題はないので、迷わず管轄の児童相談所・こども家庭支援センター（市町村により名称異なります）へ相談する。



Point!

通報は「確信」ではなく「疑い」で行うのが原則。
こどもの安全が最優先。相談することが“支援”の第一歩。



3 | 障害のある子どもとその家族

【事例】 小学4年のゆうとくんは自閉スペクトラム症の特性があり、初めての場所に強い不安を示します。母親は「他の子と関わる機会を」と来所しましたが、ゆうとくんは泣き出し母親の腕を離しません。母親は「また迷惑かけちゃう」と暗い顔でぼつんとつぶやきました。スタッフはどう接したらいいのか迷います。

【スタッフが悩むポイント】

- ・ 集団参加を促すべきか、そっとしておくべきか。
- ・ 特別扱いと見られないようにしたい。
- ・ 家族への支援も必要かもしれないが踏み込みづらい。

【対応例】

- ・ 安心できるスペースを確保し、無理に集団に入れない。
- ・ 母親に「そのまま大丈夫ですよ」と安心を伝える。
- ・ 継続利用を希望する場合は発達支援センター等を紹介。



Point!

「できるようにする」よりも「安心していられる」ことが大切。
スタッフ間で特性理解を共有し、「みんなで支える環境づくり」を意識する。

4 | 外国にルーツのある子どもや家庭(言葉や文化の違いによる困難)

【事例】 フィリピン出身の母親と中1のケンくんが来所しました。母親は日本語が苦手であり話しません。そんな母親をかばうように、ケンくん自身も苦手な日本語とジェスチャーで通訳します。「学校でもあまりしゃべらない。家ではママが落ち込んで…」とケンくんが小声でスタッフに話しました。

【スタッフが悩むポイント】

- ・ 言葉の壁で意思疎通が難しい。
- ・ どこまで支援を望んでいるのか分からない。
- ・ 文化や宗教の違いへの配慮が分からない。

【対応例】

- ・ ゆっくり話し、翻訳アプリや多言語チラシを活用。
- ・ 外国人支援団体・国際交流協会と連携。
- ・ 食材や習慣など文化の違いに柔軟に対応する。



Point!

「伝わらない」より「伝えようとする姿勢」が信頼を生む。
異文化理解をチームで学び、互いのちがいを尊重する空気づくりを。

5 | 子育てと介護を同時に担う「ダブルケア世帯」

【事例】 小学5年生のさきちゃんが祖母の手を引いて来所しました。「ママはおじいちゃんの病院に行っている。だから、私がおばあちゃんのごはん作ってる」と話します。おばあちゃんは軽い認知症のようです。さきちゃんは明るく話しますが、その顔には疲れがにじんでいました。

【スタッフが悩むポイント】

- ・ 家族の介護まで抱えていることにどう声をかけるか。
- ・ 親への配慮と支援提案のバランスが難しい。
- ・ 「子どもに負担をかけている」と感じて介入しづらい。

【対応例】

- ・ 「たいへんな時はここでごはん食べにおいでね」と声かけ。
- ・ 親には「お忙しいでしょうからいつでもどうぞ」と利用しやすく伝える。
- ・ 包括支援センターや社協への相談を案内。



Point!

家族全体が限界に近づいていることが多い。
「誰か一人を支える」のではなく、「家庭を丸ごと支える視点」で考える。

6 | 家族の世話や介護を担う「ヤングケアラー」

【事例】 高校1年のあゆむくんはいつも疲れた顔をしています。「夜、弟が泣くと寝られなくて…」とスタッフに話します。母親は精神的に不安定で、家事も彼が担っているようです。「大丈夫」と笑うのですが、目に涙が浮かんでいました。

【スタッフが悩むポイント】

- ・ 家庭の事情をどこまで聞か。
- ・ 支援を求めていそいそでも「大丈夫」と言われてしまう。
- ・ 学校や行政につなぐと負担にならないか心配。

【対応例】

- ・ 「よく頑張ってるね」「疲れたらここで休んでいいよ」と伝える。
- ・ 学校のスクールソーシャルワーカーやヤングケアラー窓口相談できることを伝える。
- ・ 本人が希望したら、一緒に相談窓口・機関に相談する。
- ・ チーム内で状況共有し、長期的な見守りを継続。改善が見込めない・状況が変わらない場合は専門機関に相談する。



Point!

ヤングケアラーは「自分が支えるのが当然」と思っている。
“助けてもらってもいい”と感じられる関係を築くことが支援の第一歩。

7 | 自傷行為がある子ども

【事例】 中学2年のりのさんはいつも明るく振る舞っているのですが、腕や手首に複数の傷跡がありスタッフが「その傷どうしたの?」と聞くと、「内緒」と言って下を向きました。スタッフと話をしているとき急に人が変わったかのように表情を失い会話がかみ合わないことがあり気になっていました。後日、「家で寝られない」と話したと他のスタッフから報告があったがどう対応していいのかわかりません。

【スタッフが悩むポイント】

- ・ どこまで踏み込んで聞いてよいか判断がむずかしい(傷や家庭状況に関わるため過度に迫り逆に関心を閉ざさないか不安)。
- ・ 危険サインが見極めがつかない。
- ・ 医療・心理的支援につなぐ必要性の判断に迷いがある。

【対応例】

- ・ 発見時大きなケガ(出血している)、酩酊状態(ろれつが回らない、ふらふらしている)などあれば119番に電話する。
- ・ 無理に聞き出そうとせず、安全な雰囲気をつくりながら「いつでも話を聞くよ」と伝える。
- ・ 現状や変化(表情の急変・睡眠の困難)は継続的にチーム(最小限の人数)で対応し、個人対応はしない。
- ・ 子ども若者の支援機関(子ども若者支援センターなど)を把握し、本人の希望・状況に応じて相談する。
- ・ その他、子育て支援担当課や福祉担当課、学校との連携も考慮する。

Point!

問題の原因を追究しない(傷の理由や家庭事情を直接問い詰めず、安心感・信頼関係を優先する)。

小さな違和感でも複数スタッフで情報をあわせることでリスクを早期に察知。安全確保と見守りを継続する。

医療や福祉の支援が必要なケースが来ることを想定し、日ごろから市町の子育て支援担当課や福祉担当課、学校と連携をとっておくと安心。スタッフの「安全・安心」も確保しておくこと。



8 | 同級生からいじめを受けていることも

【事例】 中学1年のそうたくんは、こども食堂でいつも一人でスマホを見えています。以前は友だちと来ていましたが、最近は「今日はひとりできた」と言います。別の日、同じ学校の子が来たとき、そうたくんは顔をこわばらせて外へ出て行ってしまいました。学校の友だちにSNSで悪口を書かれ、教室でも無視されているということが後から分かりました。

【スタッフが悩むポイント】

- ・ いじめを確認してよいのか、どう聞いたらいいのか。
- ・ 保護者や学校へ伝えるべきか、本人の意向との兼ね合い。
- ・ 加害側のこどもが来る場合の対応が難しい。

【対応例】

- ・ 「ここでは安心してられるよ」と伝え、安全な場を確保。
- ・ 話したくない様子なら無理に聞かず、「困ったことがあったらいつでも言ってね」と伝える。
- ・ いじめが疑われる場合は個人で対応せずチーム(少数・最低限)で共有し、子どもSOSほっとライン24(愛知県・名古屋市共通)TEL0120-0-78310(全国統一番号「なやみ言おう※24時間受付」)に相談する。
- ・ 加害側も利用がある場合は責めるなどせず、「場の安心を守る対応」を心がける。
- ・ ケガをして治療が必要な場合は119番、危険な状況だと感じたら110番に連絡する。



Point!

“助けて”と言えない子ほど支援が必要。
居場所に「味方がいる」と実感できる空間であることが大切。

9 | 性被害(性虐待)にあったこどもから被害を打ち明けられた

【事例】 小学5年のまいちゃんは、元気がなく、食事中もどこか落ち着かない様子です。ある日スタッフが「最近どう?」と声をかけると目を伏せて小さくつぶやきました。「家にいるとお父さんにいやなことをされる…お父さんにはいつも2人だけの秘密だよと言われている。お母さんには言わないで。」とまいちゃんの声は震えていました。意味を理解したスタッフは動揺しながらもどう対応すべきか迷っています。

【スタッフが悩むポイント】

- ・ 子どもの言葉をどう受けとめればいいのか。
- ・ 「いわないで」と言われているが第三者に話してよいか迷う。
- ・ どの機関に、どのタイミングでつなぐべきか判断が難しい。
- ・ 自分が関わって対応できるのかと不安。

【対応例】

- ・ 否定せず、ただ受け止める。
- ・ 「教えてくれてありがとう」「あなたのせいじゃないよ。あなたはわるくないよ」と伝える。
- ・ 具体的な内容を無理に聞き出さない。
- ・ 話を聞いたその日のうちに対応を開始し、必ず警察・児童相談所につなげる。



Point!

通報は「確信」でなく「疑い」でよい。(法律に定められています)
「守秘」よりもこどもの安全が優先。「言わないで」と言われても命と安全を守るためには通報する義務がある。支援者の役割は「聞く」「信じる」「つなぐ」の3つだけで十分
聞き取りを頑張りすぎない→詳細を聞くのは児童相談所・警察・専門支援機関の役割

子ども・おとな・性別に関わらず性被害(性虐待)を把握した時のために知ってほしいこと

● 被害を打ち明けられた時に「言うてはいけない言葉」

| NG表現 | なぜいけないか | 代替の言葉例 |
|----------------|---------------------|--------------------------|
| 「本当にあったの?」 | 子どもの信頼を損ない、再被害を与える | 「教えてくれてありがとう」 |
| 「どうして言わなかったの?」 | 子どもに責任を負わせる | 「話すのは勇気がいったね」 |
| 「相手を許せる?」 | 回復を急がせる発言 | 「いまは無理に考えなくていいよ」 |
| 「誰にも言わないから」 | 守秘を約束すると通報義務に反する可能性 | 「あなたを守るために、専門の人と一緒に考えるね」 |
| 「忘れよう」 | トラウマを軽視し回復を妨げる | 「つらい気持ちを一緒に整理していこう」 |
| 「頑張って」 | 負担を増やす | 「ここでは無理しなくていいよ」 |

● 子どもの安全を最優先に判断し、専門機関につなぐ

- ・ケガをしていて手当が必要 → 119番 をしたあとに 110番
- ・親や加害者の暴力の脅威がすぐ近くにある → 110番
- ・被害者が未成年である、親・家族からの性暴力である → 児童相談所 189番 へ連絡(疑いで相談可)
- ・緊急性がある、または被害が明らかなき → 児童相談所 189番 へ連絡(匿名OK「疑い」で相談可)
- ・最寄りのワンストップセンターに相談する #8891

● 名古屋市内/名古屋市近郊であれば性暴力救援センター「なごみ」に直接電話で相談可能

24時間365日対応可能 <https://nagomi.nissekinagoya.jp/>

その他のワンストップセンターは24時間365日対応ではないので、対応時間外ではその他の専門機関につなげる

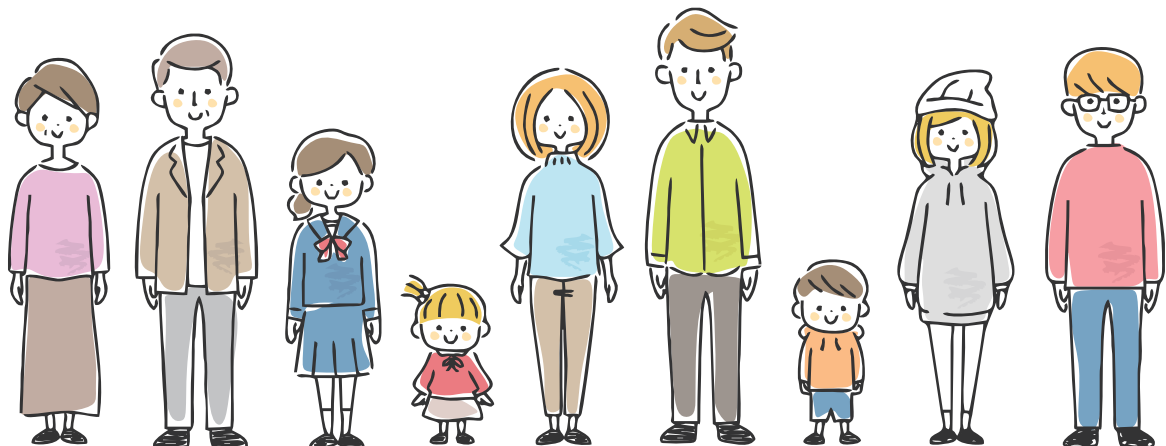
● 愛知県警の性犯罪被害110番は365日・24時間対応可

短縮ダイヤル #8103 または フリーダイヤル 0120-67-7830

短縮ダイヤルは愛知県警本部につながります。フリーダイヤルは愛知県からのみ通話可能

● 情報は最小限のチームで共有

- ・個人判断を避け、信頼できるスタッフ複数で対応する
- ・記録は事実のみで推測や感想は書かない。日時・事実・子どもの言葉をそのまま記載する。
- ・写真・録音はとらない(証拠収集は専門機関の役割)



● 対応フロー

① 気づき・発見

子どもの言葉や行動に違和感がある
性被害を示す訴えがある

② 安全の確認

現在の安全を最優先で確認(加害者との接触の有無など)
必要に応じて110番、緊急保護は189

③ 傾聴と受け止め

否定せず、責めずに受け止める
「話してくれてありがとう」「あなたは悪くない」と伝える
※詳細は聞き出さない(専門機関の役割)

④ チーム内共有

必要最小限で情報共有
記録は事実ベースで(日時・発言内容・経過)

⑤ 専門関係機関へつなぐ

年齢性別を問わず、性暴力やDV(近親者からの暴力)の被害がある場合

- ・ワンストップセンター：#8891
- ・愛知県警性犯罪被害110番(365日・24時間対応)：
#8103 または 0120-67-7830

未成年の子どものケース

- ・児童相談所：189番
- ・警察：110番

ケガがある時

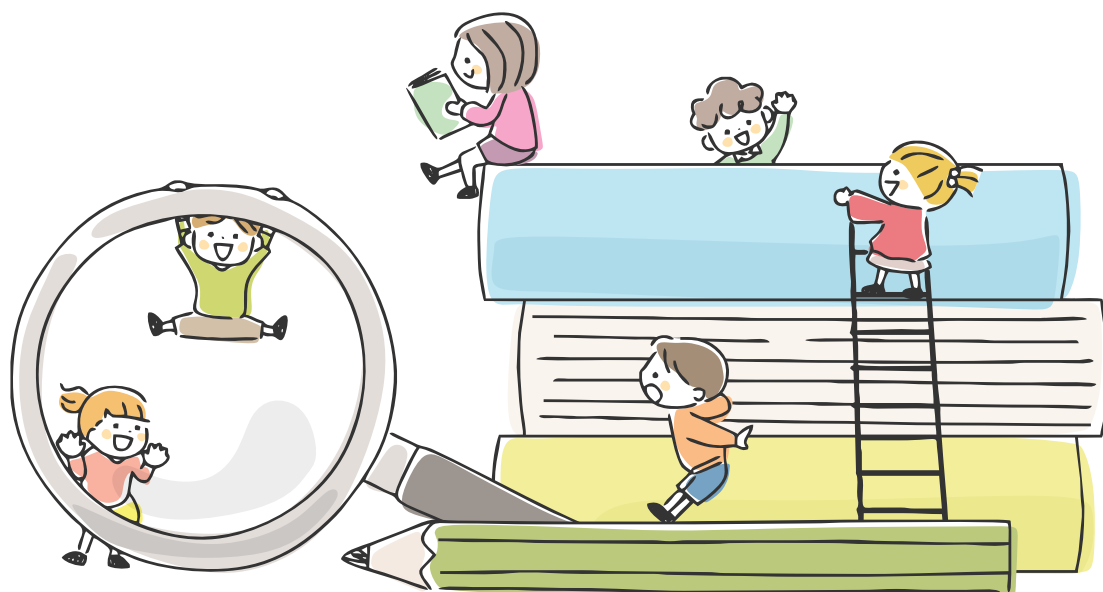
- ・医療機関：119番 のあとに 110番

⑥ 継続支援

相談窓口・医療・警察などへの同行
子どもの希望を尊重し、安全確保と心理的ケアを継続

⑦ 見守りと振り返り

継続的に見守る
チームで対応を振り返り、支援者のメンタルケアも実施



09

相談窓口・支援機関一覧

● 行政窓口

※2026年1月現在の情報です

市町村名を自由に記入し、各欄に連絡先を書き込んでご利用ください。

| ()市・町・村 窓口 | 電話番号 | 住 所 |
|--------------|------|-----|
| (子育て支援担当部・課) | | |
| (福祉担当部・課) | | |
| (保健センター) | | |

● 児童相談所・専門機関

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| 児童相談所 | 電話： | 住所： |
| 女性相談センター・DV相談窓口 | 電話： | 住所： |
| 発達支援センター | 電話： | 住所： |

● 教育・医療関係

| | |
|-------------------|----------|
| スクールカウンセラー／SSW 窓口 | 学校名／担当者： |
| 医療機関(小児科・精神科など) | 病院名／電話： |

● 警察・安全相談

| | | |
|---------------|-----|-----|
| 警察署 少年係・生活安全課 | 電話： | 住所： |
| その他相談窓口 | 電話： | 住所： |

● 民間団体・NPO等

| | | |
|---------------|-----|-----|
| こども食堂ネットワーク | 電話： | 住所： |
| ファミリーサポートセンター | 電話： | 住所： |
| フリースクール等 | 電話： | 住所： |

● 法律相談

| | | |
|---------------|-----|-----|
| 弁護士会支部 | 電話： | 住所： |
| 法テラス | 電話： | 住所： |
| その他(社労士・FPなど) | 電話： | 住所： |





● その他

| | | |
|--|-----|-----|
| | 電話： | 住所： |
| | 電話： | 住所： |
| | 電話： | 住所： |

● 全国共通ホットライン

| | | |
|---------------|--------------|------------------------|
| こどもの人権110番 | 0120-007-110 | 平日受付(8:30~17:15) |
| 24時間子供SOSダイヤル | 0120-0-78310 | 全国どこからでも、24時間対応 |
| いのちの電話 | 0570-783-556 | 自殺防止相談(基本は16:00~21:00) |



● ヤングケアラー支援







| | | | |
|--|------|---|--|
|  | 愛知県 | https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/aichiyoungcarer-sodan.html |  |
|  | 名古屋市 | https://www.city.nagoya.jp/kodomo/wakamono/1034346/1009407/1009408.html |  |

● 専門職・法律相談(愛知県全域)

愛知県全域で利用できる法律相談・専門相談窓口の一覧です。

離婚、養育費、DV、労働問題、相続など幅広い相談に対応しています。

| | 区分 | 窓口名 | 連絡先・所在地 | 備考・対応内容 | |
|---|-----------------|------------------------|--|---|---|
|  | 弁護士相談 司法書士相談 | 法テラス愛知 | 電話(予約):0570-078341 相談場所:名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15階 | 電話にて予約が必要。 予約受付時間は平日9時~17時。 面談・電話相談可。 |  |
| | | 法テラス三河 | 電話(予約):0570-078342 相談場所:岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1階 | 電話にて予約が必要。 予約受付時間は平日9時~17時。 面談・電話相談可。 | |
|  | 弁護士相談 | 愛知県弁護士会 名古屋法律相談センター | 電話(予約):052-565-6110 所在地:名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル4階 | 予約制。 離婚、相続、債務整理、 高齢者・障がい者相談、 暴力被害相談、犯罪被害者相談等。 夜間相談あり。 |  |
|  | こどもの人権 相談 | 愛知県弁護士会 こどもの人権相談 | 面談予約:052-586-7831 電話相談予約:052-565-6110 相談場所:名古屋市中村区名駅3-22-8 大東海ビル4階 | 毎週土曜日(他は要確認)。 こどもの権利・いじめ・虐待相談。匿名相談可。 相談料無料。 |  |


| | | | | | |
|---|--------|----------------------------------|-------------------------------|---|---|
|  | 女性法律相談 | 愛知県女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター) | 電話:052-962-2527 所在地:愛知県内全域 | 女性弁護士による30分無料相談。離婚・DV・夫婦間トラブル。 |  |
|  | 一般法律相談 | 愛知県県民相談・情報センター | 名古屋・西三河・東三河の3か所に相談室あり。 | 交通事故・法律・医療・内職・労働・建設工事・不動産取引紛争等の相談可能。 面談・電話相談OK。 手話での相談にも対応。 |  |
|  | 行政相談 | 行政相談110番 (中部管区行政評価局) | 電話:0570-090-110 | 行政対応・行政手続きに関する困りごと相談・苦情・要望など。 |  |

● 医療機関(愛知県全域)

愛知県全域で利用できる医療機関・医療系相談窓口の一覧です。

小児・精神・発達・女性の健康・医療安全など幅広い領域をカバーしています。

| | 区分 | 窓口名 | 連絡先・所在地 | 備考・対応内容 | |
|---|----------|------------------|--|---|---|
|  | 小児救急電話相談 | 小児救急電話相談事業 | 電話: #8000(愛知県内固定・携帯から) 短縮番号を利用できない場合: 052-962-9900 | 午後7時～翌朝8時、 小児の急病時、夜間休日に看護師が応急対応を助言。 |  |
|  | 精神保健相談 | 愛知県精神保健福祉センター | 電話:052-962-5377 所在地:名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県東大手庁舎8階 | 電話にて予約が必要。 受付時間は平日9時～正午、13時～16時30分。心の健康、精神保健福祉相談の全般に対応。 |  |
|  | 発達支援相談 | あいち発達障害者支援センター | 電話:0568-88-0849 月～金:10～12時・13～16時/ 1回の相談 E-mail:asca@pref.aichi.lg.jp FAX:0568-88-0964 | 発達障害に関する相談・支援。 |  |
|  | 医療的ケア児相談 | 愛知県医療的ケア児支援センター | 電話相談:月～金 9～17時 来所相談:予約制 火曜日 専用/予約電話番号: 0568-88-0811 | 医療的ケアが必要な子どもと家族への支援。 ※相談は祝日、年末年始除く。 |  |
|  | 女性の健康相談 | あいち女性の悩みごと相談窓口ナビ | 愛知県の5エリア(尾張・名古屋・知多・西三河・東三河)にあり、最寄りを検索可能 | DV・こころの不調・家族・経済困窮・住まい・悪質ホスト・妊娠出産などに関する相談。 |  |
|  | 医療安全相談 | 愛知県医療安全支援センター | 電話:052-954-6311 所在地:保健医療局健康医務部医務課内(県庁 西庁舎3階) | 医療に関する不安や苦情、医療機関との間のトラブル相談。 愛知県内に他5か所。 月～金(祝日・年末年始除く) |  |

| | | | | | |
|---|--------------------------|--------------------------------|--|---|---|
|  | <p>救急医療情報</p> | <p>愛知県救急医療 情報センター</p> | <p>電話:052-263-1133</p> | <p>夜間・休日に診療可能な病院を案内。 24時間体制で症状に見合った医療機関を紹介。</p> |  |
|  | <p>性暴力被害 相談・医療支援</p> | <p>性暴力救援センター 日赤なごや なごみ</p> | <p>電話:052-835-0753 短縮ダイヤル: #8891 所在地:名古屋市昭和区妙見町2-9</p> | <p>24時間365日対応可。 性別や年齢問わず相談・医療支援対応可能。</p> |  |
|  | | <p>ハートフルステーション・あいち</p> | <p>電話:0570-064-810 所在地:一宮市1丁目9-9 総合大雄会病院内</p> | <p>月～土9:00～20:00 (祝日、年末年始を除く)</p> |  |



● 行政・公的機関

- ・愛知県公式サイト(子育て・福祉)
<https://www.pref.aichi.jp/>
子育て支援制度、福祉・医療制度、相談窓口を網羅。
- ・あいち はぐみんネット(愛知県子育てポータル)
<https://www.hagumin.pref.aichi.jp/>
子育てイベント・地域の支援情報・相談窓口が検索可能。

● 法律・権利

- ・法テラス愛知
<https://www.houterasu.or.jp/>
生活上の法律相談、弁護士紹介、費用援助制度について。
- ・愛知県弁護士会 こどもの人権110番
<https://www.aiben.jp/>
こどものいじめ・虐待など人権に関する相談窓口。

● 医療・健康

- ・#8000 小児救急電話相談(全国共通)
夜間・休日にこどもの急病に関する相談ができる。
- ・愛知県医療安全支援センター
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iryo/iryo-anzen.html>
医療に関する不安やトラブルの相談窓口。
- ・性暴力救済センター 日赤なごや なごみ
<https://nagomi.nissekinagoya.jp/>
性暴力被害者に被害直後から回復まで継続した支援が受けられる医療機関。

● 発達・教育

- ・愛知県発達障害者支援センター「アイズ」
<https://aichi-soudan.jp/>
発達に課題をもつ子ども・家庭への支援。
- ・文部科学省 不登校・こどもの学び応援サイト
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/futoukou/
不登校対応や多様な学びの場に関する最新情報。
- ・高等教育の就学支援新制度
<https://www.mext.go.jp/kyufu/student/daigaku.html>
大学・短大・高専・専門学校などの高等教育の授業料等減免と給付型奨学金の情報。
- ・公立高校生のための就学支援制度
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/558434.pdf>
愛知県の高等学校等就学支援金と奨学給付金情報(両方とも返済不要)

● 子育て・家庭支援

- ・全国子ども食堂支援センター・むすびえ
<https://musubie.org/>
子ども食堂の運営支援や全国の事例紹介。

● ひとり親家庭支援

- ・ひとり親家庭福祉制度(愛知県)
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/hitorioyashiori.html>
愛知県のひとり親家庭に対する福祉・各種手当制度をひとつにまとめた冊子。
- ・ひとり親家庭福祉のしおり(名古屋市)
<https://www.city.nagoya.jp/kodomo/hitorioya/1009369/1009371.html>
名古屋市のひとり親家庭を対象とした支援制度を掲載した冊子。

● ボランティア・地域活動

- ・社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会
<https://www.aichi-fukushi.or.jp/>
ボランティア活動、地域福祉、生活困窮者支援などの情報。
- ・全国社会福祉協議会「ボランティア・市民活動情報」
<https://www.shakyo.or.jp/>
ボランティア活動に関する全国の情報。
- ・愛知子ども応援プロジェクト
<https://aichi-kodomo-ouen.org/>
愛知県内の子ども食堂・フードパントリー、ひとり親&学習支援団体に対して食料・学習・就労支援を通じて地域子どもの成長を後方支援する団体。

● 学習・資料

- ・こどもの権利条約(ユニセフ)
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/>
こどもの権利を学ぶための基礎資料。

● その他

- ・愛知県内(名古屋市含む)の各種相談窓口一覧
<https://www.cfa.go.jp/children-inquiries/aichi/>
- ・あいち はぐみんネット
<https://hagumin-net.pref.aichi.jp/>
愛知県の子育て情報ポータルサイト。遊び場の紹介から制度や医療まで幅広く掲載。



おわりに

居場所づくりは、一人だけでは続けられず、誰かとともに歩むことで深まっていく営みです。

子どもたちや家庭の状況は決して単純ではなく、日によって様子が変わることもあります。だからこそ、支援に関わる大人が「なんだかおかしいな」「いつもと違うな」と感じたその小さな違和感を、大切にしてほしいと思います。

気になることがあったときには、迷ったまま抱え込まず、チームで共有したり、公的機関へつないだりすることが、子どもや家庭を守る大きな力になります。ひとつの視点だけで判断するのではなく、複数の大人で確認しながら次につなげていくことで、支援の安全性と確実さが高まります。

このガイドブックが、日々の悩みや不安を少しでも軽くし、現場で支えている皆さんの背中をそっと押す存在になれば幸いです。

関わるすべての大人が無理なく連携し合い、子どもと家庭が安心して過ごせる地域がこれからも広がっていくことを、心より願っています。





一般社団法人

愛知子ども応援プロジェクト

〒465-0023 愛知県名古屋市名東区石が根町5-103

TEL : 090-8868-1743

E-mail : aichi.kodomo.ouen@gmail.com

<https://aichi-kodomo-ouen.org>

2026年●月発行